



平成 28 年 8 月 12 日

各 位

会社名 日本工営株式会社
代表取締役社長 有元 龍一
(コード: 1954 東証第一部)

問合せ先 コーポレートコミュニケーション室長 金田 肇
(TEL 03-5276-2454)

単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款一部変更について決議するとともに、平成 28 年 9 月 29 日開催予定の第 72 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」）に、株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数（売買単位）を現行の1,000株から100株に変更することを決議いたしました。

(2) 変更の内容

平成29年1月1日をもって、普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

なお、本件に係る定款の一部変更は、会社法の定めに従い、取締役会決議によって行うものです。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的として、当社株式について5株を1株とする株式併合を行うことといたしました。なお、発行可能株式総数については、株式併合の割合等を勘案して、189,580,000株から38,000,000株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合の比率 平成29年1月1日をもって、平成28年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式5株につき1株の割合で併合いたします。

- ③効力発生日における発行可能株式総数 38,000,000株

なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法の定めにより、株式併合の効力発生日である平成29年1月1日に、現行の189,580,000株から38,000,000株に変更されたものとみなされます。

④併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成28年6月30日現在）	86,656,510株
併合により減少する株式数	69,325,208株
併合後の発行済株式総数	17,331,302株

(注)「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合割合に基づき算出した理論値です。

⑤併合により減少する株主数 (平成28年6月30日現在)

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主数	7,595名 (100.0%)	86,656,510株 (100.0%)
5株未満	182名 (2.4%)	276株 (0.0%)
5株以上	7,413名 (97.6%)	86,656,234株 (100.0%)

株式併合を行った場合、保有株式5株未満の株主様182名（その所有株式の合計276株）が株主の地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」のお手続きをご利用いただくこともできますので、お取引のある証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

⑥1株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して売却処分、または自己株式として当社が買取ります。当該代金につきましては、端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(3) 株式併合の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件として、平成29年1月1日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に定款の記載を伴わせるため、「2. 株式併合」に関する議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件として、平成29年1月1日をもって、以下のとおり変更されます。

(2) 変更の内容

(下線部は変更部分を示します)

現行	変更案
(発行可能株式総数) 第5条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>189,580,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>38,000,000株</u> とする。
(単元株式数) 第7条 本会社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第7条 本会社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

4. 日程

平成28年8月12日	取締役会決議日(株主総会招集決議)
平成28年9月29日	第72回定時株主総会日(予定)
平成28年12月27日	1,000株単位での売買最終日(予定)
平成28年12月28日	100株単位での売買開始日(予定)
平成29年1月1日	単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の効力発生日(予定)
平成29年2月上旬	株主様宛株式割当通知の発送(予定)
平成29年3月上旬	端数株式処分代金支払開始日(予定)

(ご参考) 上記のとおり、単元株式数および株式併合の効力発生日は平成29年1月1日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、東京証券取引所において売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成28年12月28日となります。

以 上

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか？

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。

今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

また、株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、5株を1株に併合いたします。

Q 2. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？

A 2. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しています。

これを踏まえ、当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社普通株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、単元株式併合後においても証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的として、株式併合を実施することといたしました。

Q 3. 所有株式数や議決権数はどうなりますか？

A 3-1. 【所有株式数について】

株主様の株式併合後の所有株式数は、平成28年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された所有株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨て）となります。

A 3-2. 【議決権について】

議決権数は併合後の所有株式数100株につき1個となります。

例	効力発生前		→	効力発生後		
	所有株式数	議決権数		所有株式数	議決権数	端数株式
①	2,000株	2個		400株	4個	なし
②	1,500株	1個		300株	3個	なし
③	1,030株	1個		206株	2個	なし
④	777株	なし		155株	1個	0.4株
⑤	4株	なし		なし	なし	0.8株

- ・①、②に該当する株主様は、特段のお手続はございません。
- ・③、④で発生する単元未満株式（③は6株、④は55株）につきましては、ご希望により、「単元未満株式の買取り」制度がご利用できます。

- ・④、⑤において発生する端数株式相当分（④は0.4株、⑤は0.8株）につきましては、当社が一括して売却処分、または自己株式として当社が買取り、当該代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。なお、ご希望により、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」制度がご利用できます。
- ・⑤においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。何卒ご理解賜りたく存じます。
- ・「単元未満株式の買取り」に関する具体的な手続きについては、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 4. 資産価値への影響はありますか？

A 4. 株式併合により株主様の所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、1株あたりの資産価値は5倍になります。したがって、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の5倍となります。

Q 5. 受け取る配当金への影響はありますか？

A 5. 株式併合により株主様の所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後には、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受け取る配当金の総額に影響はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当金は生じません。

Q 6. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 6. 特に必要なお手続きはございません。

なお、上記A 3-2に記載のとおり、株主様の所有株式数が5株未満の場合は、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して売却処分、または自己株式として当社が買取り、当該代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

Q 7. 株式併合後でも単元未満株式の買取りをしてもらえますか？

A 7. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有されている株主様は、単元未満株式の買取制度をご利用いただけます。具体的なお手続きにつきましては、後記お問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人にお問い合わせください。

(連絡先) みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
〒168-8507 東京都杉並区和泉2丁目8番4号
電話 (フリーダイヤル) 0120(288)324
受付時間 9時～17時 (土・日・祝日を除く)